



接続約款変更認可申請書

西相制第 230 号
平成19年 2月 19日

総務大臣
菅 義偉 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三

登録の番号及び年月日

第234号 平成16年4月1日

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

(接続申込みの承諾)

第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。)) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)
- (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- (3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号又は第 8 号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 75 条の 2 (預託金等) 及び第 97 条 (承諾の限界) において同じとします。)

(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

2～3 (略)

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 当社は、第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み (加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。) を承諾します (接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者 (協定事業者を含みます。以下この節において同じとします。)) に通知します。)

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

第 31 条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

(守秘義務)

第 47 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(接続申込みの承諾)

第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。)) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)
- (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- (3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 75 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 97 条 (承諾の限界) において同じとします。)

(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

2～3 (略)

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 当社は、第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み (加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。) を承諾します (接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。)

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

第 31 条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みに係る第 21 条 (接続申込み) に規定する接続申込みを当社が承諾しない場合を除き、その申込みを承諾します。

(守秘義務)

第 47 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(6) (略)

(7) 第 75 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項第 4 号に規定する信用評価機関に、第 48 条の 3 (情報の提出) の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合

(8) (略)

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります。

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第 47 条（守秘義務）又は第 51 条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、接続の停止の 30 日前までに書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を協定事業者へ通知します。ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとします。

(情報の提出)

第 48 条の 3 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるかを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第 75 条の 2（債務の履行の担保に係る協議申入れ）に規定する協議により接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第 75 条の 3（債務の履行の担保）第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(4) 第 47 条（守秘義務）又は第 51 条（維持責任）その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）及び接続停止解除費用（接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 協定事業者は、当社が第 1 項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。

4 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

6 第 1 項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとします。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号若しくは第 8 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2～4 (略)

5 第 60 条(接続の停止)第 4 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(期限の利益喪失)

第 72 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) (略)

(2) 接続申込者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始其他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)～(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

第 6 節の 2 預託金等

(預託金等)

第 75 条の 2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 60 条(接続の停止)第 1 項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第 72 条の 2 (期限の利益喪失) 第 1 項第 1 号から第 5 号、第 8 号若しくは第 9 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。)を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2～4 (略)

5 第 60 条(接続の停止)第 6 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(期限の利益喪失)

第 72 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) (略)

(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始其他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)～(7) (略)

(8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。

(9) (略)

2 (略)

第 6 節の 2 債務の履行の担保

(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)

第 75 条の 2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 接続申込者が、前項に規定する協議の申入れに応じない場合又は前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合(前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限ります。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第 2 項から第 4 項に規定する範囲を超えないものとします。)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。

(債務の履行の担保)

第75条の3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき
- (2) 第72条の2(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき
- (3) 直近の決算において債務超過であるとき
- (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき
- (5) 第48条の3(情報の提出)第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
- (6) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき

2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)とします。

- (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額(接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。)
- (2) 協定が消滅とした場合に、第66条(網改造料の支払義務)第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額(接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。)

3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。

4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅した場において接続申込者が負担すべき費用(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。)に相当する額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。

5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に取り扱うものとします。

6 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

7 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。